

医療機関が行う「注射」が選定療養対象外に —保険医協会の要請内容が事務連絡に一部反映

9月25日に先発品の選定療養に関する事務連絡が出され、医療機関が注射を行った場合は、選定療養の対象とはならないことが明確化されました。なお、問2、3の内容は、保険医協会が9月5日に実施した厚労省要請行動の一部であり、部分的に反映された形です。保険医協会は引き続き要請活動等を行いますので、ご協力をお願いします。また、医療DXについても事務連絡が出されていますので、あわせて紹介します。



選定療養
HP

【9/25 「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その3）より一部改変】

問1 「在宅の部に規定する薬剤」「注射の部に規定する薬剤」についても長期収載医薬品の選定療養の対象となるとされているが、医療機関が注射を行った場合（往診又は訪問診療を行った患者も含む）も、選定療養の対象となるのか。

答 長期収載品の選定療養の対象とはならない。なお、在宅自己注射を処方した場合については、選定療養の対象となる。

問2 「後発医薬品を使用した際に（中略）治療効果に差異があったと医師等が判断する場合」は保険給付の対象となるが、当該患者への投与が禁忌とされている場合も、実際に当該患者に使用したうえで判断する必要があるのか。

答 禁忌患者に対しては後発医薬品を使用したうえで判断する必要はない。

問3 複数の医薬品を混合する際、後発医薬品を用いると配合変化により薬剤が分離する場合であって、長期収載品を用いることにより配合変化が回避できるときは、医療上の必要性があると認められるか。

答 医療上の必要性があると認められる。

【9/27 医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その2）より一部改変】

問4 「すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている医療機関は、届出直しは不要であること」とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があるのか。

答 辞退の届出は不要。